第3章 ビジョンの実践に関する情報発信

1.パネル及び冊子の作成

(1)パネルの作成・掲出

1)作成の目的

伊勢・三河湾流域における生物多様性の保全や持続可能な地域づくりの取組について、広く 国内外に発信することを目的として、COP10会場に掲出するパネルを作成した。

2)作成及び掲出方法

パネル構成は、「生物多様性を支える市民・地域による地域づくりビジョン」の3つの目標(伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる、 伊勢・三河湾流域の 再生に向けて行動する、 伊勢・三河湾流域の生物多様性の保全・再生の仕組みをつくる)に 基づき、それぞれの目標実現に向けた取組内容を紹介するものとした。なお仕様は、A1サイ ズ、計3枚とし、日本語・英語の併記とした。

パネル作成にあたっては、活動事例として掲載する団体の代表者に、掲載内容を示した上で、 掲載許可を受けた。また活動写真の提供についても協力を依頼した。

作成したパネルは、COP10会場である名古屋国際会議場に隣接する「生物多様性交流フェ ア会場」の白鳥地区において掲出した。



表7: C O P 10 会場におけるパネル掲出



伊勢・三河湾流域の生物多様性について考えるための場と輪をつくる

Make occasions and network to think about biodiversity in Ise Mikawa Bay Watershed

伊勢・三河湾流域に暮らす私たちの生活と生物多様性がどのよう に関わっているのか、なぜ生物多様性の保全に向けて、多様な主体 が連携・協働することが必要なのか、を考えるための「場」や「輪」 づくりが進められています。これらの取組は、より広がりを持ち、充 実したものとなることが重要です。

• Ise Mikawa Bay Watershed indicates the area of Ise and Mikawa Bay and river basins which flow into Ise and Mikawa Bay, but the picture includes not only geographic location but also the material cycle and ecosystem of this area.

How does biodiversity relate to our life in Ise Mikawa Bay Watershed? Why do various groups need to cooperate and work together for biodiversity conservation? To consider these questions, people are working on the promotion to have the occasions and build a network. It is important to extensively promote and refine these approaches.

森・里・川・海をもっと身近に感じる To create a closer connection to forests, satoyama, rivers and the sea

地域住民や将来を担う子供たちを対 象に、身近な自然の大切さを伝え、地 域固有の自然と親しみ慈しむ心を育てる ために、様々な主体が環境学習や自然 体験の機会を提供しています。



アクティブレンジャーによる出前講座 (環境省中部地方環境事務所主催)



蒲郡市による三河湾環境チャレンジプロジェクト 2010年は「みかわのうみとくらす1日」を実施 (写真提供:蒲都市) iect" in Mile The natural en



(画像提供:矢作川水族館) Information about the field guide to freshwater fishes, how to catch them and do survey activities in the Yahag River, provided on the Internet by Toyota River Yahag Aquarum (Photo by Toyota River Yahag Aquarium)

Alien species アライグマやオオク チバスなどの外来生物 の現状と、もともと生きている生物に与える

影響について知る場が 設けられています。

外来生物について知る

Various occasions have been created to learn the present situation of alien species such as *Procyon* lotor and *Micropterus* salmoides, and their effects on the local ecosystem and native species.



三重県によるホーム ページを通じた外来 生物問題に関する 普及啓発活動 (画像提供:三重県) Educational activities addressing the problem of alien species offered of alien species offered on the Internet by Mie Prefecture (Photo by Mie Prefecture)

Natural education distance-learning program by active rangers (Hosted by Chubu Regional Environment) Office, Ministry of the Bay, conducted by Gamagori City; The theme of the 2010 project was "Daily life with Mikawa Bay". (Photo by Gamagori City)

生物多様性の現状と課題を知る To learn about the present situation and issues regarding biodiversity

森・里・川・海の生物多様| 性と私たちの暮らしとの関わり 生物多様性保全上の課題 を知り、広く普及するための人 材養成の場づくりが進められて います。



No 54 (写真提供: NPO法人藤前干潟を守る会) Training program of Gata Rangers working as nature commentators in tidal flats offered by NPO Fujimae Ramsar Society (Photo by NPO Fujimae Ramsar Society)

人の輪を広げる Expanding the human network In order to expand the relationships between different citizens' groups working for regional biodiversity, research to conserve and restore biodiversity in Ise Mikawa Bay Watershed has been conducted, through the discussion of problems and the sharing of knowledge for solving those problems by interviewing these groups and asking for their frank opinions. It is very important to expand

地域で活動する団体が、他の 団体の光(喜び)や影(苦悩)な どの「生の声」を聞き取りなが ら、活動の課題を共有すること、 課題解決に向けた知恵を交換 することを通じて、流域の保全・ 再生に向けた人びとのネットワ -クを広げていくため、「伊勢 三河湾流域保全・再生調査」が 実施されています。

この調査を広め、活動団体や市民等のネットワークを広げて いくことがとても重要です。

Various approaches for development of human resources have been taken, in order to improve the relationship between people's lifestyles and biodiversity in forests, satoyama, rivers and the sea, and issues for correcting of corridone biodi for conservation of regional biodiversity.



生物多様性普及啓発シンポジウムの開催 (環境省中部地方環境事務所主催) national Symp ce of biodiver sustainable use in Ise Mik (Hosted by Chubu Regional Ministry of the Environment likawa Bay Watersh al Environment Off

It is very important to expand networks between citizens' groups and local people by promoting this research.

食べ物の現状について知る Our food supplies

地域の山や田畑、海からとれた産物 などを実際に生産現場を見たり、料理 したものを食べることで、これまで当たり前に食べてきたものがどのような 環境で育ったものかなどを知る機会が 設けられています。

To learn the process of food production various opportunities have been provided through visiting production sites and eating produce from forests, farmlands, and the sea.



伊勢・三河湾流域ネットワークによる「味わって知るわたしたちの海」 (写真提供:伊勢・三河湾流域ネットワーク・大矢美紀) wing our ocean environments by eating fresh catch from the sea", offered by The Ise-Mikawa Bioregions ork (Photo by Miki Ohya, The Ise-Mikawa Bioregions Network)



「伊勢海・三河湾流域再生交流会議」、「伊勢・三河湾流域ネットワーク」、「生 物多様性フォーラム」及び環境省中部地方環境事務所による「伊勢・三河 湾流域保全・再生調査」 "Research to conserve and Restore Biodiversity in Ise Mikawa Bay Watershed" performed by "The Association of Reproduction in the Ise Mikawa Region", "The Ise-Mikawa Biorgions Network", "The Japa Forum for Biodiversity" and Chubu Regional Environment Office, Ministry of the Environment



地球のいのち、つないでいてう 生物多样性

環境省中部地方環境事務所 Chubu Regional Environment Office, Ministry of the Environment

図11:パネル1/3



伊勢・三河湾流域の再生に向けて行動する

Act for the restoration of Ise Mikawa Bay Watershed

伊勢・三河湾流域の再生に向けて、具体的に何ができるのか。

森・里・川・海の調査活動、生きものの生活環境を守る活動、 地域の資源を活かした地域づくり、環境美化活動など、さまざま行 動が進められており、これらの取組がより広がりを持ち、充実したも to extensively promote and improve these actions. のとなることが重要です。

What can we do to restore the regional biodiversity? Various actions have been taken, such as surveys on forests, satoyama, rivers and the sea, conservation of wild habitats, regional revitalization by utilization of natural resources and cleaning activities. It is important



生物多様性

Chubu Regional Environment Office, Ministry of the Environment

図12:パネル2/3



伊勢・三河湾流域の生物多様性保全・再生のための仕組みをつくる Create systems to conserve and restore the regional biodiversity

流域の再生に向けた活動を、より効果的・持続的なものにするため、情報の共有化、セクターの壁を越える取組、流域の上流と下流 をつなげる取組等が進められており、これらが、より広がりを持ち、 充実したものとなることが重要です。

In order to restore the biodiversity in Ise Mikawa Bay Watershed, in a more effective and enduring manner, various approaches have been taken, such as information sharing, working together with various groups and linkage of upstream and downstream regions. It is important to extensively promote and refine these approaches.



地球のいのち、つないでいこう 生物多様性

環境省中部地方環境事務所 Chubu Regional Environment Office, Ministry of the Environment

図13:パネル3/3

(2)冊子の作成・配布

1) 作成の目的

伊勢・三河湾流域における生物多様性の保全や持続可能な地域づくりの取組の中で、「伊勢・ 三河湾流域保全・再生調査」に焦点を当て、そのねらいと成果を紹介することを目的とした。

2)作成及び配布方法

冊子の構成は、伊勢・三河湾流域保全・再生調査の目的や成果、対象団体の活動フィールド マップを紹介するとともに、森の健康診断や海の健康診断をはじめとした市民による調査活動、 「東海丘陵要素」等の地域固有種の保護活動等、中部地方独自の活動を、森・里・川・海のつ ながりをイメージできるようなイラストを加えて紹介するものとした。なお仕様は、A4サイ ズ、両観音開き、8頁構成とし、計3,000 部を作成した。なお内容は、日本語・英語の併記と した。

冊子の作成にあたっては、第1期から第3期までの流域保全・再生調査の対象団体(63団体) および第4期調査のうち平成22年7月~8月末までに調査を実施した4団体、計67団体に対 して、冊子作成の趣旨と団体名掲載協力を求める依頼状を送付し、必要に応じて写真の提供を 依頼した。

この結果、現在活動が休止中の団体等を除く 62 団体について掲載許可を受けた。掲載許可を 受けた団体については、団体名の英語訳についても確認した。

作成した冊子は、「生物多様性交流フェア会場」白鳥地区の、掲出パネル展示場所に設置して、 来場者に配布した。また掲載協力を受けた 62 団体には、完成したパンフレットを送付した。

揭出期間	2010年10月16日(土)~20日(水)
	平日・祝日 9:30~18:30/土・日 10:00~16:00
揭出場所	生物多様性交流フェア会場
	:白鳥地区(COP10 会場 名古屋国際会議場隣接)環境省ブース
	Loss Charles and The Control of
	And a second
	パンフレットの掲出・配布

表8:COP10会場におけるパンフレットの掲出



図14:冊子

2.インターネットによる保全活動団体情報の発信

伊勢・三河湾流域における生物多様性の保全・再生を進めることを目的として、生物多様性保全 とその持続可能な活用に取り組む地域活動団体等に関わる各種情報(以下「保全活動団体情報」と いう。)について広く一般に公開し、様々な角度からの活用を行うための保全活動団体情報提供サ イトを作成した。

なお、環境省中部地方環境事務所のウェブサイトにおいては、平成20年度より「生物多様性保 全活動マップ(http://chubu.env.go.jp/nature/mat/eco-map/index.html)」として、第1期流域 再生調査の結果を、地域の保全活動団体情報として提供している。このサイトに、第2期から第4 期にかけて実施された調査の成果を加え、新たな検索カテゴリの追加を含むサイトデザインの見直 しを行った。

(1)検索方法の設定

保全活動団体情報の検索方法として、マップ上の位置から任意の団体を選択する方法とともに、 各団体の属性区分を用いて、区分毎に抽出、選択する方法を用いる。

ア)マップによる情報検索

伊勢・三河湾流域における活動状況をマップ(伊勢・三河湾流域生物多様性保全活動マップ) に一覧表示し、任意の団体の主要な活動ポイントを選択することで、詳細情報を表示する。

イ)カテゴリによる情報検索

保全活動団体情報のカテゴリ毎に一覧リストを表示し、任意の団体を選択することで、詳細 情報を表示する。

保全活動団体の検索区分は、流域再生調査対象団体の属性に基づき、「活動場所(県)」「活動場所(水系等)」「対象とする生態系」「活動内容」の4項目を設定した。

	EC = : 113 11A 13	
カテゴリ	区分数	項目
活動場所(県)	4区分	長野県、岐阜県、愛知県、三重県
活動場所(水系等)	12区分	豊川、矢作川、庄内川、木曽川、長良川、
		揖斐川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川、
		沿岸域、その他
対象とする生態系	5区分	森、里、川、海、都市
活動内容	15区分	自然環境調査、野生生物の保全(種・生育
		環境)、野生生物の保全(外来種駆除・病害
		虫防除)、森林整備・地域材の活用、自然エ
		ネルギー(木質バイオマス・水力発電等)
		森づくり・炭焼き・木工体験プログラムの
		提供、有機農業、遊休農地の保全・再生、
		農業体験プログラムの提供、河川・湿地・
		ため池の保全・再生、沿岸域の保全・再生、
		漁業体験プログラムの提供、自然観察会の
		開催、地域づくり・地域文化の継承、情報
		発信・普及啓発

表9:情報検索のカテゴリー覧

団体により一部重複あり

(2) サイトデザイン

現行のサイト名「生物多様性保全活動マップ」を「伊勢・三河湾流域生物多様性保全活動団体 情報」とし、情報の検索・閲覧方法を以下の形式とした。

サイト来訪者は、検索方法に応じて「マップによる情報検索」または「カテゴリによる情報検 索」のいずれかを選択する。

マップによる検索を行う場合は、表示されるマップ上の任意のポイントを選択することで、該 当する保全活動団体の詳細情報が表示される。

カテゴリによる検索を行う場合は、カテゴリと項目を選択することで、同区分に属する保全活動団体リストが表示される。リストより任意の団体を選択することで、該当する保全活動団体の 詳細情報が表示される。



図15:保全活動団体情報の検索・閲覧の方法(模式図)

表10	:調査対象団体のカテゴリー区分(1/4)

			活動	助場所			:する当							,	活動	助内容(15 区分)						
N o ·	調査年次No・	調査対象団体名	泉	水系	森	里	Ш	海	都市	自然環境調査	生息生育環境)野生生物の保全 種・	来種駆除 病害防除)野生生物の保全 (外	活用 森林整備 ·地域材の	等)の整備 にイオマス・水力発電	ダ焼	有機農業		農業本検プロブラム保全 再生	沿岸域の保全・再生	の提供の提供	自然観察会の開催	化の継承地域づくり・地域文	情報発信 普及啓発
1	1_01	NPO 法人表浜ネットワーク	愛知県	沿岸域				0		0	0												0
2	1_02	岐阜県立岐阜高等学校自然科学部 生物班	岐阜県	長良川		0	0			0	0												
3	1_03	名古屋市東山動植物園	愛知県	庄内川					0	0	0										0		0
4	1_04	カエルの分校	愛知県	矢作川		0				0	0							0			0		0
5	1_05	日本力メ自然誌研究会	愛知県	矢作川		0	0	0		0	0										0		0
6	1_06	汐川干潟を守る会	愛知県	沿岸域				0		0									0		0		0
7	1_07	松名瀬干潟ウォッチング	三重県	沿岸域				0		0	0	0							0		0		0
8	1_08	六条潟と三河湾を守る会	愛知県	沿岸域				0		0									0		0		0
9	1_09	白塚の浜を愛する会	三重県	沿岸域				0		0	0	0							0		0		0
10	1_10	NPO 法人藤前干潟を守る会	愛知県	沿岸域				0		0	0								0		0	0	0
11	1_11	高松干潟を守ろう会	三重県	沿岸域				0		0		0							0		0		
12	1_12	志摩半島野生動物研究会	三重県	沿岸域				0		0	0	0									0		0
13	1_13	日本シデコブシを守る会	岐阜県	庄内川		0				0	0							0			0		0
14	1_14	(財)日本野鳥の会サンクチュアリ室 豊田グループ(矢並湿地)	愛知県	矢作川		0	0			0	0							0			0		0
15	1_15	壱町田湿地を守る会	愛知県	その他		0	0			0	0	0						0			0		0
16	1_16	白玉干草と八丁トンボを守る島田湿 地の会	愛知県	庄内川		0	0			0	0	0						0			0		0
17	1_17	三泗自然に親しむ会・四日市大学自 然環境教育研究会	三重県	鈴鹿川		0				0	0							0			0		0
18	1_18	水源の森と八竜湿地を守る会	愛知県	庄内川		0				0	0	0	0					0			0		0
19	1_19	金城学院大学	愛知県	庄内川		0				0	0	0						0			0		
20	1_20	渥美自然の会	愛知県	その他	0	0	0	0		0	0							0					0

表11	:調査対象団体のカテゴリー区分(2/4)

			活動	加場所		:する4						(27	,	活	動内容	§(15 [2	区分)							
N o	調査年次No・	調査対象団体名	県	水系	森	里	Л	海	都市	自然環境調査	生息生育環境) 野生生物の保全 (種・	来種駆除 病害防除)野生生物の保全 (外	活用 ・地域材の	等)の整備 バイオマス・水力発電 自然エネルギー (木質	ダ焼	有機農業	生 遊休農地の保全 •再	の提供	保全 南生 ため池の	沿岸域の保全・再生	の提供	自然観察会の開催	化の継承 地域づくり・地域文	情報発信 普及啓発
21	1_21	豊田市自然観察の森	愛知県	矢作川		0				0	0											0		
22	1_22	名古屋城外堀ヒメボタルを受け継ぐ者たち	愛知県	庄内川					0	0	0								0			0		0
23	1_23	海上の森の会「自然環境調査グループ」	愛知県	庄内川		0				0	0		0						0			0	0	0
24	1_24	なごや東山の森づくりの会	愛知県	庄内川		0			0	0			0		0				0			0	0	0
25	1_25	21 世紀の巨大開発を考える会	愛知県	矢作川	0	0				0	0													0
26	1_26	福津農園	愛知県	豊川		0				0						0		0						
27	1_27	海上の森モニタリングサイト 1000 調 査の会	愛知県	庄内川		0				0														0
28	1_28	名古屋市水辺研究会	愛知県	庄内川		0	0		0	0	0											0		0
29	1_29	豊田市自然愛護協会	愛知県	矢作川			0			0		0										0		0
30	1_30	はりんこネットワーク	岐阜県	揖斐川			0			0	0	0							0			0		
31	1_31	愛知工業大学都市環境学科河川·環境研究室	愛知県	矢作川			0			0														0
32	1_32	名城大学理工学部環境創造学科研究室	愛知県	庄内川			0			0		0												0
33	1_33	大山川を愛する市民の会	愛知県	庄内川			0			0		0							0			0		0
34	2_01	NPO 法人恵那市坂折棚田保存会	岐阜県	木曽川		0											0	0					0	
35	2_02	上矢作空き家活用推進地域協議会	岐阜県	矢作川	0	0							0											
36	2_03	(有)OZ 海島遊民〈らぶ	三重県	沿岸域				0													0	0	0	0
37	2_04	ミクロ・コスモスみえのうみ	三重県	沿岸域				0		0												0		0
38	2_05	海の博物館	三重県	沿岸域				0										0			0	0	0	0
39	2_06	豊橋市自然史博物館	愛知県	その他	0	0	0	0		0														0
40	2_07	三河淡水生物ネットワーク	愛知県	矢作川·豊川			0			0														0

表12	:調査対象団体のカテゴリー区分(3/4)

			活動	加場所			:する4				<u> </u>		(5 7	,	活	動内容	≩(15 [́	区分)						
N o ·	調査年次No・	調査対象団体名	県	水系	森	里	Л	海	都市	自然環境調査	生息生育環境)野生生物の保全 (種・	来種駆除 病害防除)野生生物の保全 (外	活用 森林整備 ·地域材の	等)の整備 ドイオマス・水力発電	提供 ひんちょう しょう しんしょう しんしょ しんしょ	有機農業	佐藤市		保全 再生 ため池の	沿岸域の保全・再生	の提供の提供	自然観察会の開催	化の継承・地域文	情報発信 普及啓発
41	2_09	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議	三重県	沿岸域				0												0				0
42	2_08	矢作川水族館·家下川リバーキーパーズ	愛知県	矢作川			0			0	0	0												0
43	3_01	NPO 法人恵那山みどりの会	岐阜県	木曽川	0	0							0		0							0		0
44	3_02	加子母優良材生産クラブ	岐阜県	木曽川	0								0											
45	3_03	もりのいえ	岐阜県	木曽川		0										0		0					0	0
46	3_04	栗〈り工房	岐阜県	木曽川	0	0							0		0							0		
47	3_05	自然体験工房 NENO	岐阜県	木曽川	0	0									0							0		
48	3_06	NPO 法人山里文化研究所	岐阜県	木曽川	0	0	0	0							0			0				0	0	0
49	3_07	杣組	岐阜県	木曽川	0								0											
50	3_08	堀尾ハウス	岐阜県	木曽川	0								0											
51	3_09	乗政 DVC	岐阜県	木曽川		0				0	0	0							0					
52	3_10	森のなりわい研究所	岐阜県	木曽川	0					0				0								0		0
53	3_11	NPO 法人みたけ、500 万人の木曽川水トラスト	岐阜県	木曽川	0								0		0							0		0
54	3_12	南木曽木材産業株式会社	長野県	木曽川	0								0									0	0	0
55	4_01	岐阜市自然共生部自然環境課	岐阜県	長良川	0	0	0	0	0	0												0		0
56	4_02	達目洞自然の会	岐阜県	長良川		0				0	0	0					0		0			0		
57	4_03	NPO 法人山菜の里いび	岐阜県	揖斐川	0	0											0	0				0	0	0
58	4_04	若き林業従事者	岐阜県	長良川	0								0											0
59	4_05	NPO 法人やすらぎの里いとしろ・石徹 白地区地域づくり協議会	岐阜県	その他	0	0								0									0	0
60	4_06	かえる農園	岐阜県	長良川		0										0		0					0	0

			活動場所 対象とする生態系												活重	内容(15	区分)						
N o ·	調査年次No・	調査対象団体名	県	水系	森	里	л	海	都市	自然環境調査	生息生育環境)野生生物の保全 (種・	来種駆除 病害防除)野生生物の保全 (外	活用 等)の整備 ・地域材の	イ然	EA (有機農業の保全・再	の提供 の提供	保全 ·再生 の川 ·湿地 ·ため池の	沿岸域の保全・再生	漁業体験プログラム の提供	自然観察会の開催	化の継承	情報発信 普及啓発
61	4_07	財団法人いびがわ生命と水と森の活 動センター	岐阜県	揖斐川	0										0		0				0	0	0
62	4_08	NPO 法人泉京·垂井	岐阜県	揖斐川					0	0												0	0
63	4_09	NPO 法人森と水辺の技術研究会	岐阜県	長良川	0	0	0	0	0	0											0		0

表13:調査対象団体のカテゴリー区分(4/4)

第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた今後の取組

1. C O P 10 の成果

(1) C O P 10 の概要

生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)は 2010 年 10 月 18 日(月)~29 日(金)の 日程で、愛知県名古屋市にて開催され、180 の締約国、関連国際機関、NGO 等から 13,000 人以上 が参加した。

我が国はホスト国として関係省庁と連携し、愛知県、名古屋市、経済団体等からなCOP10 支援実行委員会の協力を得ながら、生物多様性条約事務局とともに準備を進めてきた。

会議は、松本環境大臣が議長を務めた。また、並行して 10 月 27 日から 29 日まで日本政府主 催の閣僚級会合が開催され、27 日には菅総理大臣が出席した。

今回の会議においては、特に遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定 書と、2011 年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択され、参加国からホスト国のとりまとめ努 力に対して高い評価が示された。

その他には、資金動員戦略に関する決議や、SATOYAMAイニシアティブを含む持続可能 な利用、バイオ燃料、農業、森林、海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利 用に係る決議の採択、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES) 国連生物多様性の10年、2011~2012年運営予算の決定等が行われた。

また、都市と生物多様性に関連して、「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市、その 他地方公共団体に関する行動計画(2011~2020)」が採択された。これは、COP10の関連イベ ントとして 10 月 24 日から 26 日に開催された「生物多様性国際自治体会議」の成果を受けて、 採択されたものである。行動計画は、生物多様性条約の目的を達成するために、中央政府が地方 自治体を支援するためのガイドラインを提供しており、COP9における決議をさらに進めたも のとなった。

(2) C O P 10 の成果

COP10 における成果のうち、流域保全・再生調査の実施を通じてビジョンを実践する上で 最も重要なものは、愛知目標(ポスト2010年目標)、SATOYAMAイニシアティブを含む持 続可能な利用に関する決議及び生物多様性国際自治体会議における愛知・名古屋宣言である。

新戦略計画・愛知目標(ポスト 2010 年目標(2011~2020 年))

愛知目標については、意欲的な目標を求めるEUと、実現可能性を重んじる途上国との間で、 最終的には非公式閣僚級会合での意見も踏まえて、妥協が図られ、「2020年までに生態系が強靱 で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行 動を起こす」との趣旨の文言となった。又、最後まで調整が続いた保護地域については陸域17%、 海域10%となるなど、20の個別目標が合意された。中長期目標(「自然との共生」)については、 「2050年までに、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供 しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことが合意され「愛 知目標」として採択された。 条約新戦略計画(ポスト2010年目標該当箇所)(環境省仮訳)

ビジョン(展望)

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

ミッション(使命)

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、 回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それに よって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続 可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源 が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に 実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

戦略目標A.各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失 の根本原因に対処する。

- 目標1:遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。
- 目標2:遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための 戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込 まれている。
- 目標3:遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、 生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
- 目標4:遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能 な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実 施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑え る。

戦略目標B.生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

- 目標5:2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
- 目標6:2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿っ てかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰 漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生 態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学 的な安全の限界の範囲内に抑えられる。
- 目標7:2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保する よう持続的に管理される。
- 目標8:2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならな い水準まで抑えられる。
- 目標9:2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度

の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止する ために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標 10:2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱 な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健 全性と機能を維持する。

戦略目標C.生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。 目標 11:2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、

- 特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、 かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域 をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統 合される。
- 目標 12:2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少してい る種に対する保全状況の維持や改善が達成される。
- 目標 13:2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁 種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を 保護するための戦略が策定され、実施される。

戦略目標D.生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

- 目標 14:2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の 健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、 貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
- 目標 15:2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と 回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化 され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
- 目標 16:2015 年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な 配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

戦略目標E.参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

- 目標 17:2020 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動 計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
- 目標 18:2020 年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地 域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、 生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の 完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。
- 目標 19:2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に 関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。
- 目標 20:少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のため の、全ての資金源からの、また資金動員戦略における統合、合意されたプロセスに基 づく資金資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約 国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要があ る。

SATOYAMAイニシアティブ

SATOYAMAイニシアティブの推進などを含む持続可能な利用に関する決議も採択された。SATOYAMAイニシアティブについては、19日に発足した「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」を、同イニシアティブを推進するためのメカニズムと位置付け、 各国・機関等の参加を呼びかけ 51の国や機関等が創設に参加した。

SATOYAMAイニシアティブ(環境省パンフレットより)

生物多様性の保全にとっては、原生的な自然の保護のみならず、人々が古くから持続的に利 用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自 然環境の保全も同様に重要です。これらの二次的自然環境には、多様な種がその生存のために 適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の維持・向上に重要な役割を果たします。 しかしながら、これらの自然環境やそれが象徴する持続可能な慣行や知識は、都市化、産業化、 地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域で危機に瀕しています。これらの二次的 自然環境を持続可能な形で保全していくために、その価値を世界で広く再認識するとともに、 早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められています。

SATOYAMAイニシアティブの提唱

この緊急な課題に取り組むため、環境省と国連大学高等研究所(UNU-IAS)はSATO YAMAイニシアティブを提唱しています。SATOYAMAイニシアティブはエコシステム アプローチなど既存の基本原則を踏まえ、関連する活動を世界的に推進していくものです。本 イニシアティブの核となる長期目標(Vision)は「自然共生社会」の実現、すなわち人と自然の 良好な関係が構築されている社会の実現です。2010年10月の生物多様性条約第10回締約国会 議(COP10)に際しSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップを発足させ、こう した取り組みを促進させるための国際的な土台(プラットホーム)を正式に設立します。本イ ニシアティブは、生物多様性条約の3つの目標の達成に資することが期待されています。

長期目標:自然共生社会の実現

SATOYAMAイニシアティブの長期目標は、自然のプロセスに沿った社会経済活動(農林 水産業を含む)の維持発展を通じた「自然共生社会」の実現です。生物資源を持続可能な形で 利用・管理し、結果として生物多様性を適切に保全することにより、人間は様々な自然の恵み を将来にわたって安定的に享受できるようになります。

そのため、SATOYAMAイニシアティブでは、「社会生態学的生産ランドスケープ」と呼 ぶ地域における、人と自然との係わり方を社会的及び科学的視点から見つめ直します。

三つの行動指針:

より持続可能な形で土地及び自然資源の利用と管理が行われるランドスケープの維持・再構築を目指し、以下の3つの行動指針を提案しています。

- ・多様な生態系のサービスと価値の確保のための知恵の結集
- ・革新を促進するための伝統的知識と近代科学の融合
- ・伝統的な地域の土地所有・管理形態を尊重した上での、新たな共同管理のあり方(「コモンズ」の発展的枠組み)の探求

行動指針では、人間の福利の向上をもたらす多様な生態系のサービスと価値に関する理解と、 それらのための知恵の結集が不可欠な要素の一つとなっています。また、多くの伝統的知識は 科学的な実証が必ずしも十分でなく最大限の活用がされていないため、伝統的知識と近代科学 の融合により、伝統的知識のさらなる有効活用について検討することも重要です。さらに、革 新を促進するための伝統的な地域の土地所有・管理形態を必要に応じ尊重しつつ、従来の土地 所有者や地域住民のみならず、生態系サービスを受けている多様な主体も参加する新たな共同 管理のあり方の探求も重要であると考えられます。この新たな仕組みを通じ、社会生態学的生 産ランドスケープの維持や再構築を図ります。

実践的な視点:

上記の行動指針に沿って、それぞれの地域において社会生態学的生産ランドスケープの維持・再構築、すなわち持続可能な自然資源の利用と管理を実践していく際には、以下の5つの 生態学・社会経済学的視点が重要であると考えられます。

- ・環境容量・自然復元力の範囲内での利用
- ・自然資源の循環利用
- ・地域の伝統・文化の価値と重要性の認識
- ・多様な主体の参加と協働による自然資源と生態系サービスの持続可能で多機能な管理
- ・貧困削減、食料安全保障、生計維持、地域コミュニティのエンパワーメントを含む持続可 能な社会・経済への貢献

地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言

2010年10月24日から26日に、COP10の関連イベントとして、「生物多様性国際自治体会議」 が開催された。同会議には、31ヶ国190自治体などが参加し、「地方自治体と生物多様性に関す る愛知・名古屋宣言」が採択された。

同宣言では、地方自治体が、生物多様性条約の目的を果たし、生物多様性減少の進行を食い止める上での重要な役割を果たすことを誓い、締約国などに対して地方自治体の取組を支えるよう呼びかけている。

また、同宣言には、「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する 行動計画(2011~2020)」への指示が盛り込まれ、10月28日の閣僚級会合(ハイレベル・セグメ ントにおいてアピールが行われた。

地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言(仮訳)

私たち地方自治体の首長と代表者は、国際生物多様性年である 2010 年の 10 月 24 日から 26 日、「生物多様性国際自治体会議」に参加するために愛知県名古屋市に集いました。

私たちは、急速な都市化が生物多様性を減少させる要因の一つであり、地方自治体には生物多様性条約の目的を果たし、生物多様性減少の進行を食い止める上で重要な役割があると 考えます。そして、この役割を果たしていくことを誓います。

私たちは、世界のあらゆる地方自治体、地域住民、生物多様性条約の締約国、国際社会な どに対して、地方自治体の取組みを支えるよう呼びかけます。この宣言は、地方自治体にお ける生物多様性との係わりについて、私たちの目的、計画、行動を述べたものです。

都市、地方自治体と生物多様性

都市と地方自治体は、その区域内外の生態系サービスに大きく依存しています。とりわけ 都市には、世界の半数以上の人が住んでおり、そのエコロジカルフットプリントは驚くほど 大きなものとなっています。また、そのことが地球生態系の健全さを脅かしています。しか し地方自治体は、変革のための大きな潜在能力を持っています。世界の経済を持続可能なも のに移行させるには、ライフスタイルや技術、ガバナンスの革新が必要です。そして、この 革新を引き起こすのは、都市の暮らしなのです。地方自治体は、以下に示すように、現場で の具体的な行動に影響を与えることのできる立場にいるのです。

- 都市生態系の恵み:都市や都市周辺における生物多様性の喪失は、生態系の働きを低下させています。それは、ヒートアイランド現象や都市型水害、淡水の不足、マラリアなどの病気の蔓延、自然生態系の自浄能力の低下などの問題を引き起こしています。こうした問題の多くは、気候変動によって悪化しつつあります。生態系を、都市を支える重要な「緑の」インフラとして位置付け、管理していく必要があるのです。
- 2)都市生態系の潜在能力:都市化が生態系に与える強い負荷にもかかわらず、都市には 多くの生物が生息・生育しています。都市の緑地や河川、湿地などの適切なデザインと マネジメントは、現状の生態系を維持管理するだけでなく、生物種や生息域を回復させ るために必要不可欠です。私たちは、都市生態系の潜在力を引き出していかなくてはな りません。それは生物多様性を支える力であり、人と自然をもう一度結びつける力です。 人と自然がつながることで、自然界への感謝の念が育まれ、健全な社会が築かれるので す。
- 3)都市外の生態系への依存:都市は一般に、水供給を始め、多くの資源を都市外の生態 系に依存しています。地球資源に対する都市住民の需要は、生物多様性減少の最大の要 因の一つです。地球生態系の衰退は、都市の持続可能性にとって大きな脅威であり、地 球全体にとっても、大きな脅威です。しかしながら、都市が生産・流通・消費に及ぼす 強い影響力を適切に行使するならば、地球生態系の回復に大きく貢献することができる のです。
- 4)都市と地方自治体の課題解決能力:地方自治体は多くの行政サービスを提供しています。そしてそれは、生物多様性に良くも悪くも影響を与えます。調達の際の選択、土地利用計画、戦略的投資の決定、水や廃棄物の管理などがその一例です。市民・企業・NGO・行政のパートナーシップを強めるならば、自治体だけでは成し得ない大きな成果を挙げることができるはずです。

都市と地方自治体の貢献

生物多様性と生態系を都市インフラの一部として管理するとともに、都市計画、財政計画、 都市交通、通商・経済上のインセンティブ、公共調達、都市基盤整備など行政サービス全般 にわたり、生物多様性への配慮を組み込み、評価していく必要があります。

私たちは、都市と地方自治体がこれまで実施し、あるいはこれから実施し得る取組みの重 要性を認識し、以下のような取組みを強めていくことが重要だと考えます。

- 1.市民が自然に親しめ、生物多様性に配慮した都市環境を管理すること
- 2.市街地スプロールを抑制する戦略的都市及び広域土地利用計画の実行
- 3.周辺自治体と協働して、生態系アプローチにもとづいた広域的なランドスケープマネ ジメントを行うこと
- 4.都市および都市周辺の農業、林業と都市の市場との結びつきを育てること
- 5.グリーン購入の推進(生物多様性に影響を与える資源消費を持続可能なものに転換)
- 6.相乗効果のあるパートナーシップを確立すること(市民、企業、団体、学術機関、他の自治体や関係機関との連携)

- 7.生物多様性に関する意識啓発すること(とりわけ青少年に対して、生態系や生物多様 性の価値や重要性について啓発)
- 8.生物多様性について使命を共有する都市と地方自治体の地球規模および地域的ネット ワークを支援すること(ICLEIとIUCNによるLABプログラム、アセアン環 境的に持続可能な都市に関する作業部会など)。

都市と地方自治体による国際的な連携

生物多様性に関する業務を推進するため、地方自治体とその協力団体により、すでに次の ようなさまざまな取組みが行われています。

- ・世界各地の地方自治体による数々のイニシアチブ
- ・地方自治体による重要な宣言とコミットメントの表明(地方レベルで生物多様性を保全 することの重要性に関するもの)
- ・関連団体による調整や連携、促進の取組み(例えば、都市と生物多様性グローバルパー トナーシップとその都市による助言委員会、その他の中心的な参加者によるものなど)

その他にも学術研究機関が、生物多様性の評価、回復力のある(レジリエント)生物多様 性に配慮した都市計画・都市デザインを通じて、生物多様性の取組みを支える役割を果たし 始めています。私たちは、TEEBのような経済的な評価、URBIO(都市における生物 多様性とデザイン会議)などのフォーラムやUNESCOなどの組織を通じた一層の貢献を 歓迎します。関連研究機関に対しては、ボンと愛知・名古屋が提供した交流機会を踏まえつ つ、今後の締約国会議に際して学術会議を開催するよう奨励します。こうした取組みは、人 と自然をつなぐものとしての都市の生物多様性の重要性をはじめ、都市の生物多様性のさま ざまな側面の研究を拡充することで補完していかなければなりません

都市と地方自治体における「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自 治体に関する行動計画(2011~2020年)」への支持

私たちは、生物多様性条約の締約国においても、地方自治体を支援する重要な取組みが行われていることを認識しています。生物多様性条約第9回締約国会議の決議 IX/28 では、「… 都市と地方自治体に対し、条約の実施への参画を促す理由は多数ある」との歴史的認識を示 しました。私たちはこの画期的な決議を明確な行動に移し、都市と地方自治体による行動を 支援し、促進する必要があることを認識しています。この認識に立ち、私たちはここに、「生 物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画(2011-2020 年)」が生物多様性条約第10回締約国会議において採択されることへの支持を表明します。

さらに私たちは、先に述べたような地方レベルの取り組みによる貢献に加えて、各国政府 による生物多様性条約およびその他の多国間合意の目的遂行を、地方レベルで支援すること を表明します。

1.国等との協力

生物多様性条約の 2011~2020 年戦略計画の実施に向けた優良事例、能力育成プログラム、革新的資金供与の仕組などの関連手法の開発。

2.生物多様性地域戦略及び行動計画の策定・改定・実施

国の生物多様性ガイドラインや枠組み、生物多様性国家戦略及び行動計画(NBSA Ps)との連携。

3.持続可能な社会に向けた他の取り組みとの連携

気候変動の緩和及び適応、水資源管理、貧困軽減、教育、公衆衛生などの要素も密接 に関係していることを認識し、同時に取り組む。

- 4.生物多様性に向けた取り組みのモニタリングと評価 締約国の報告制度に組み込まれたものとしてモニタリングと評価を実施する。今後設 定される生物 多様性条約 2011~2020 年指標の枠組み(インディケーターフレームワー ク)に沿って、地方レベル での生物多様性マネジメントの評価基準を設定する。例え ば、都市の生物多様性指標(CBI)などを活用して、CBD国別報告に沿うような形 で中央政府に報告する。
- 5. 生物多様性条約の活動や会合、イニシアチブに参加 適切で可能な範囲で自国政府に協力。

ハイレベル・セグメントへ自治体の声である愛知・名古屋宣言の提示

私たちは、生物多様性国際自治体会議の主催者である愛知県知事と名古屋市長に対し、C OP10ハイレベル・セグメントに私たち地方自治体の代表として出席し、生物多様性国際自 治体会議の成果である本宣言を提示することを委任します。また、現在検討されているCB D「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画(2011 ~2020年)」に対する私たち地方自治体の支持と、地方レベルでの実施についての約束を、 各締約国を代表する閣僚に伝えます。

(後略)

2.伊勢・三河湾流域保全・再生の今後の方向性

伊勢・三河湾流域の森、里、川、海を一体の地域と捉え、それぞれの地域で自立した市民が自 立した地域を再生、創造していくことを通じて、生物多様性の保全活動を連携して推進していく ことを目標に、今後も、現場に出かけて対面で行う流域再生調査を継続するとともに、調査結果 を発信するための取組を進めていくことが重要であることが、調査や「流域対話」の結果から明 らかになった。

このため、愛知・名古屋におけるCOP10開催の成果を受けて、愛知目標やSATOYAMA イニシアティブとの関連も含めて、今後の方向性を次のようにとりまとめた。

(1) 愛知目標との関連

愛知目標には、これまで実施してきた伊勢・三河湾流域保全・再生調査に深く関わる目標が 設定されている。今後の調査にあたっては、次の諸点に留意しながら調査を展開することが必 要とされる。

目標1の展開

「生物多様性の価値とそれを保全し持続可能に利用するために可能な活動を人々が認識する」ため、伊勢・三河湾流域再生調査ならびに流域対話を継続しながら、多くの人々が生物多 様性の価値を認識して、持続可能な利用のための活動を展開する。

目標5の展開

「森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、 また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する」ために、伊勢・三河湾流域で活動する 団体のネットワークを強化することにより、生息地の劣化と分断を未然に防ぐ広範な活動を展 開する。また、中部地方環境事務所管内の生態系ネットワーク図を作成し、生態系ネットワー クの形成に向けて、当該活動を促進するため、民間団体や基礎自治体が活用できるデータを整 える。

目標6の展開

「絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁 業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる」ために、伊勢・三河湾における持続 可能な資源利用を推進することを目的として、「味わって知る 地域の恵み」の活動を推進する。

目標7の展開

「農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される」ために、中山間地域の再生と創造に向けた団体の活動を支援するための都市住民の具体 的活動を考え、実行する。

目標8の展開

「過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準までに抑えられる」ために、上流と下流の連携を一層進めることを目的として、「森の人が海を知る」、「海の人が森を知る」、「川の人が森と海を知る」など、立場を超えて相互に理解を進めるために、伊勢・三河湾流域対話を継続する。

目標 11 の展開

「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、 生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的 に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通 じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。」ため、国立公園においては、海域公園地区の拡張を通じて、当該目標の達成に直接貢献する。

(2) SATOYAMAイニシアティブとの関連

SATOYAMAイニシアティブの長期目標である「自然共生社会」、すなわち人と自然の良 好な関係が構築されている社会の実現に向けて、伊勢・三河湾流域における農林漁業の持続的 営みが重要になる。

第1期から第4期の流域再生調査の結果、伊勢・三河湾流域では、すでに「木質バイオマスの利用」、「小水力発電の推進」、「木の駅プロジェクト」などの地域通貨の確立などの取組みが はじまっている。

また、「聞き書き調査」や「伝統食づくり」、「味わって知るわたしたちの海」など、里山・里 海地域における伝統的な知恵を継承する取組も活発に展開している。

伊勢・三河湾流域で卓越したこうした活動ならびに活動団体を支援するため、流域対話、活 動団体に係る情報発信をより強化する取組を進めていくことが重要である。

(3) 愛知・名古屋宣言との関連

都市住民は、区域内外の生態系サービスに大きく依存している。さらに、多くの居住者を抱 える都市では、流域全体の生態系の健全さを脅かしていることは多くの事例から実証されてい る。

伊勢湾、三河湾でも赤潮や青潮(苦潮)の発生などにみられるように、都市活動が海の生態 系に影響していることが指摘されている。

愛知・名古屋宣言では、「都市が一般に、水供給を始め、多くの資源を都市外の生態系に依存 している」が、「都市が生産・流通・消費に及ぼす強い影響力を適切に行使するならば、地球生 態系の回復に大きく貢献することができる」ため、市民、企業、行政とNGOなどの団体が連 携強化していくことを宣言している。

伊勢・三河湾流域保全・再生調査ならびに流域対話では、「都市住民は流域の保全再生に向け て何を為すべきか」、「都市住民は源流域とどのように連携できるか」、「中山間地域での取組か ら都市住民は何を学ぶべきか」、「県境を越えた活動をどのように展開できるか」、「都市のなか で『かえる』が生息し、土も人間もよみがえり、安心できる食材を買える、暮らしをどのよう につくりだすか」などの論点が浮かび上がっている。

こうした論点をもとに、今後の流域保全・再生調査ならびに流域対話を深化させていくこと が必要とされる。

(4)伊勢・三河湾流域の独自の取組の展開

伊勢・三河湾流域では、藤前干潟の保全、海上の森の保全など、生物多様性保全につながる 流域の市民活動が展開してきた。また、「海の健康診断」、「森の健康診断」など、市民が生物多 様性の現状を知るための広範な活動が続けられている。さらに、東海丘陵要素などの固有の絶 滅危惧種などの保全に係わっている団体のネットワークが構築されている。加えて、第4期調 査で明らかになったように、石徹白地域や垂井地域、揖斐川町における地域再生の活動は、地 域の資源、文化、知恵を次代に継承しようとする先進的な取組である。

このような伊勢・三河湾流域における生物多様性の固有性、各種取組の先進性、活動の広域性を、今後も継続しながら、展開していくことが重要である。